

岩手県告示第 958 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成 18 年 10 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
株式会社丸岩	奥州市水沢区東大通り一丁目 1 番 21 号	平成 18 年 9 月 26 日